

今年度は5年に1回の
ガイドライン検査です

浄化槽の 法定検査 を受けましょう

浄化槽には、定期的な保守点検・清掃はもちろん、法定検査を受けることが法律で義務付けられています。

適正な維持・管理を行わなければ、放流水の水質悪化や悪臭の発生などで、自然環境や生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。浄化槽を設置・管理している人は、必ず法定検査を受けましょう。

今年度の法定検査は5年に1回のガイドライン検査です

法定検査は一部項目を省略した効率化検査と、ガイドライン検査があります。今年度の10人槽以下の法定検査は5年に1回のガイドライン検査となるため、法定検査の実施機関と手数料が変わります。

法定検査内容

	ガイドライン検査	効率化検査
検査頻度	5年に1回 ※平成31年度は、ガイドライン検査です。	1年に1回 ※ガイドライン検査実施年度以外。
検査項目	86項目 ※国が示す項目全て。	18項目 ※外観検査を軽減。
県知事 指定検査機関	(公社) 広島県環境保全センター 広島市安佐南区大塚西4-2-28 (☎082-849-6411)	(公社) 広島県浄化槽協会 広島市中区東平塚町3-28 (☎082-546-2168)
検査手数料	▷単独処理浄化槽…5,000円 ▷合併処理浄化槽…7,000円	▷単独処理浄化槽…5,000円 ▷合併処理浄化槽…5,000円
申し込み方法	県知事指定検査機関と契約してください。契約書の様式は、環境整備課にあります。また、指定検査機関から送付してもらうこともできます。	

※11人槽以上の検査手数料は設置人槽によって異なりますので、広島県環境保全センターにお問い合わせください。

こんなときには
**届け出を
お願いします**



転勤などにより1年以上浄化槽を使用しない場合や、休止していた浄化槽を再度使う場合も手続きが必要で、保守点検や清掃を実施している業者などに相談してください。

▽届け出は、変更があった日から30日以内に環境整備課へ提出してください。

▽浄化槽使用廃止届出書：下水道接続・建物取り壊しなどで浄化槽を廃止した場合

▽浄化槽管理者変更報告書：浄化槽管理者に変更がある場合

※届け出用紙は、環境整備課にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

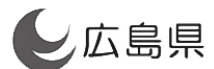
浄化槽はきちんと使って きれいな水に



3つの
約束を守ってね

- 保守点検
- 清掃
- 法定検査

きれいな水を川や海に還すため、維持管理を正しく行いましょう。



問い合わせ先 環境整備課 (本山工業団地内・☎43-9222)